

経済のグローバル化と法人税改革

小野島 真

明治大学政治経済学部准教授

はじめに

今日の日本における抜本的税制改革の議論においては、増税する場合の選択肢としては、消費税と所得税について語られることが多い。法人税については国際的にみて実効税率が高く、国際競争力の確保のためには減税すべきであるとの主張は根強いものがある。そもそも国際競争力とは何を意味しているのかについて疑問は残るが、日本の法人課税における表面実効税率が約41%であり、OECDやEUおよびアジア太平洋諸国の平均値よりもかなり高いことを見ると、法人税負担を軽減すべきとの意見が出るのも頷ける（図表1参照）。

近年の自公政権のもとでは、減価償却の見直し、海外子会社からの配当益金不算入（非課税）制度など法人負担の軽減を意識した改正が行われた。とくに、今年度からの海外子会社からの配当非課税

制度は極めて大きな税制改正であり、とても議論を尽くしたとはいええない状況下で、あっさりと実現してしまったのは驚きであった。そこで、この税制改正をとりあげながら、今後の法人税改革についての私見を述べたい。

海外子会社からの配当非課税制度の導入

日本の法人税はこれまで居住地原則に基づいて内国法人の全世界所得に課税し、二重課税排除のために外国で支払われた法人税について外国税額控除を行っていた。このような全世界所得課税・外国税額控除の組み合わせの場合、低課税国に投資をしたとしても、結局は日本の税率で課税されることになるため、企業の立地選択に対して中立的であると考えられている（資本輸出中立性とも呼ばれている）。しかしながら、これまで日本の税制は、厳密には企業の立地選択に対して中立的な制度とはいえなかった。たとえば、日本の親会社が海外子会社を設立した場合、その海外子会社の所得は、日本の親会社に配当されるまでは日本で課税されない。したがって、海外子会社が配当を長期にわたり延期すれば、実質的には外国税だけを払っているのと同じことになる。

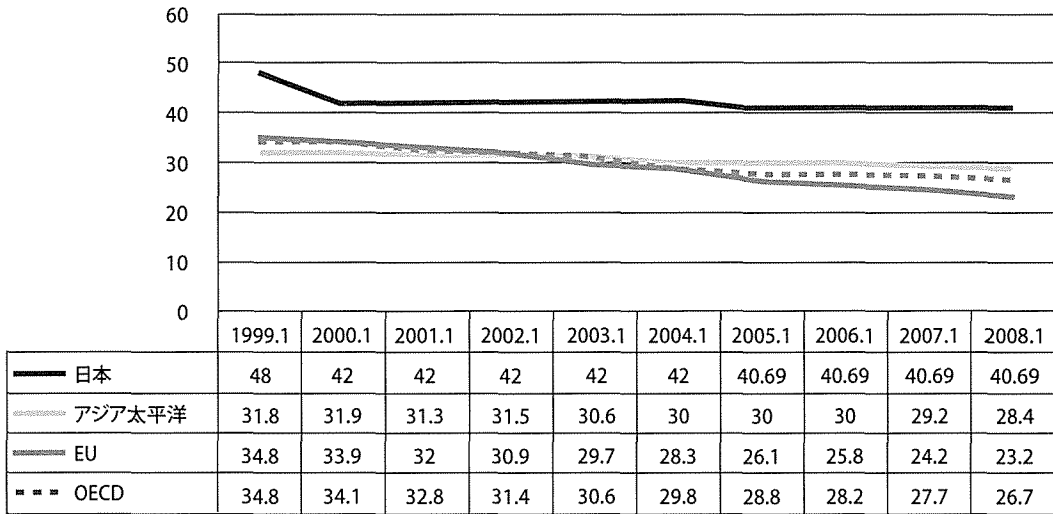
このように、日本の税制は厳密には資本輸出中立性を満たしておらず、税の低い国への投資を有利にしていたが、それがさらに明確となったのが、2009年度改正における海外子会社からの配当益金不算入

おのじま まこと

1967年生。明治大学大学院政治経済学研究科博士後期課程修了。経済学博士。専攻は財政学。名古屋学院大学経済学部助教授を経て現職。

著書に『現代財政論』（学陽書房、2007。共編著）、『現代の財政—改革の視点—』（税務経理協会、2006。共著）、『租税論研究』（五紘舎、2005。共著）など。

図表 1 法人課税の表面実効税率の国際比較 (単位%)



(出所) KPMG, Corporate and Indirect Tax Rate Survey, 2008.より作成

(注) 世界106カ国の表面実効税率を調査したもの、アジア太平洋(日本含む)、EU、OECDは単純平均

(非課税)制度である。これまでは、海外子会社からの配当は日本で課税され、その配当について外国で負担した法人税、源泉税は間接外国税額控除によって控除されていた。今後は海外子会社の配当についてはその95%が非課税となり、間接外国税額控除は廃止される。したがって、国外所得免除に近いかたちへ税制改正がなされたといえる。

海外現地法人の内部留保残高は20.3兆円にのぼるといわれているが〔経済産業省(1)〕、今後はこれらの海外内部留保が配当として日本に還流するのではないかというのが改正の趣旨である。しかしながら、日本に配当するか否かは、日本国内での資金需要がどれだけあるか、すなわち企業が国内投資を考えるかに依存する。確かに複雑な間接外国税額控除額計算をめぐるコンプライアンス・コストの問題は解消されるが、本当に日本への配当送金が増え、日本国内で投資されて経済の活性化につながるのかは疑問である。

国外所得免除方式移行への国際的潮流

海外子会社の配当について課税し、外国税額控除を行う国としては、日本の他に米国、英国があったが、英国も2009年7月より、海外子会社の配当を非課税にすることが予定されている〔KPMG, HM Treasury〕。これらの国に先んじて、日本が海外子会社からの配当非課税に踏み切ったわけだが、そもそもこの改革への機運は米国における議論が発端となっている。米国では2005年、連邦税制改革に関する大統領諮問委員会(The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform)の報告書において、具体的な国外所得免除方式の導入が提言された。

米国での議論においては、国外所得免除は米国籍多国籍企業の競争力の確保のために必要であるとされていた。全世界所得課税・外国税額控除の組み合わせは、どこに企業が進出しても、米国の税率で課税しようとするものである(配当が行われた場合)。たとえば、米国多国籍企業と国外所得免税となって

いる国の多国籍企業が、米国よりも税率の低いある国に進出したとする。すると、米国の税率が適用される米国多国籍企業は、この国の市場において、米国よりも低い税率が適用される国外所得免税の国の多国籍企業と競争しなければならないことになり、同一の競争条件とはならない。先進国において海外子会社からの配当を非課税とする国は多数あり、ドイツ、オランダにおける資本参加免税などの制度が有名である。そうした国の多国籍企業に比べて、米国の多国籍企業は税制上不利になっていると考えられたのである。

さらに学界においても、国外所得免除方式の方が望ましいのではないかとこの考えが近年目立ちはじめた。たとえば、デザイとハインズは保有中立性という考え方を提示した[Desai and Hines]。これはもともと生産性の高い無形資産（トレードマークや生産技術）を有している投資家（企業）が、さまざまな生産設備や工場などの物的資本を保有すべきであり、税制がこうした物的資本の保有パターンを変えるべきではないとの考え方である。国外所得免除を採用すれば、自国の多国籍企業が積極的に海外直接投資を行い、その企業の保有する生産技術やトレードマークなどの無形資産が全世界的に活用される。それによって、その国の国民所得は増えるはずであるというのが簡単な保有中立性（国家保有中立性）の説明であり、要は自国の多国籍企業の競争力を削ぐような税制は望ましくなく、多国籍企業がよりグローバルに競争を繰り広げることこそが必要であり、税制はそれを阻害すべきではないというのが基本的考え方といえるだろう。

海外子会社からの配当非課税制度導入が意味するもの

2007年度末の日本企業の海外現地法人数は、16,732社にのぼっており、売上高は236.2兆円、経常利益は11.3兆円になっている[経済産業省(1)]。日本の企業は急速に国際化し、グローバルな市場で

競争している。その競争力を損なわないようにすることは重要ではあるだろう。しかしながら、今回の改正により、日本の多国籍企業が海外で生産する製品の競争力という点では高まったが、国内投資をするよりも低課税国に投資をした方が明らかに税制上有利となったため、空洞化の問題がより懸念されることになった。たとえば、国内投資をすれば41%の実効税率に直面するが、中国に投資すれば25%である。そして、中国での利益の割合が多ければ多いほど、グループ全体の実効税率は低くなる。今後はこれまで以上に他国の法人課税の動向を意識せざるを得なくなり、法人課税の実効税率引き下げの圧力はますます強まることになる。もちろん、企業の立地選択は税制だけではなく、地理的要因、従業員の教育・技術水準、インフラの条件などに影響される[OECD]。しかしながら、企業の立地選択に対して税制が無関係とはいえない以上、法人課税を引き下げるべきとの声が止むことはないだろう。

さらに、今回の改正によって企業にとってみるとタックス・プランニングの余地が広がったといえる。おそらく、今回の改正を通じて、企業の国際的な節税行動は加速するであろうし、国際的租税回避へと繋がる可能性も高い。もちろん、タックスヘイブン対策税制や移転価格税制の執行強化もなされるであろうが、果たしてどこまで有効かは疑問である¹。日々新たな租税回避技術は開発されており、OECDの取り組みはあるが、タックスヘイブンの透明性は未だ十分ではない。さらに国際的租税回避は、ケイマン諸島などのような典型的なタックスヘイブンに対処すれば解決するという問題でもないのである。また、移転価格税制についていえば、そもそも正しい移転価格などというものは存在しないため、執行強化が行き過ぎたものになれば、企業側にあまりにも多大なコンプライアンス・コストや二重課税のリスクを強いることになる。特に無形資産の移転価格問題の重要性が増している現在ではなおさらである。移転価格税制の執行強化は、相手国の税収減を意味する可能性があるため、かつての日米租税摩擦のよう

な国際的税収獲得競争が深刻化するおそれがある。このような状況は望ましいとは思えない。

このように考えると、海外子会社からの配当非課税制度の導入により、おそらく法人税収は減収になるだろう。日本企業の海外現地法人からの受取配当金額は2007年度だけで約1.2兆円（内部留保は3.6兆円）、内部留保残高は20.3兆円であった〔経済産業省（1）〕。もちろん、これまでこのような国外所得を実効的に課税できていなかったわけだが²、配当を非課税にすることにより、今後これらの所得を課税する機会を失ったことになる。さらには、節税や租税回避行動の活発化による減収もあるであろう。米国での議論では、国外所得免除を導入することで、税収が増えると予測されていたが、これは米国の外国税額控除の制度的要因から来るものであり、日本にはあてはまらない〔Department of the Treasury(1)〕。もちろん、日本への配当還流が増加し、日本国内への投資の拡大、経済活性化により法人税収が増えるとの考えもあろうが、この制度は税制上国内投資よりも海外投資を有利にする可能性が高いため、果たして国内投資が増えるといえるのであろうか。さらにこの制度は地方税にも適用されるため、地方税収も減少するだろう。地方税の減収となる地方にとって、その地方にどれだけのメリットがあるのかは疑問である。

法人所得税改革の方向性

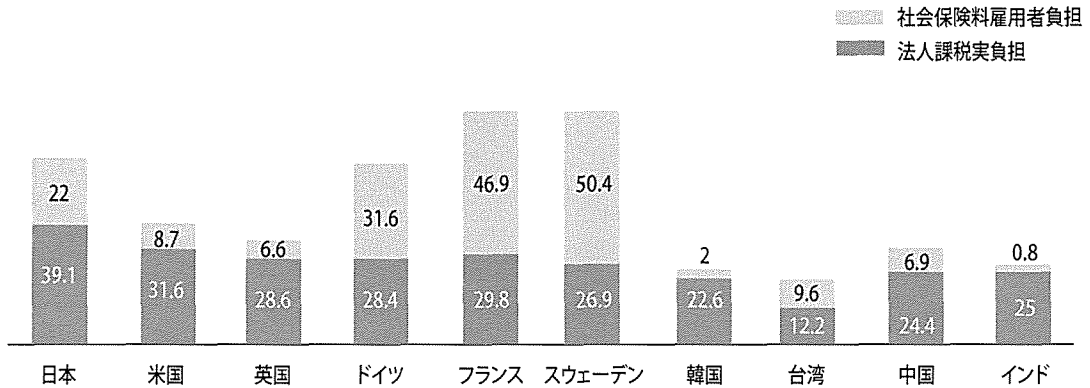
国外所得を税制上有利に取り扱えば、法人課税全体の引き下げ圧力がさらに強まることを考えると、海外子会社からの配当非課税制度は望ましいものとは思えない。国外所得免税制度の導入を模索していた米国も、オバマ政権以降は外国税額控除制度の改正やタックス・プランニングの抑制など、国外所得の課税強化の方向へ舵を切ったようである〔KPMG, Department of the Treasury(2)〕。しかしながら、たとえこの先、国外所得の課税を強化したとしても、海外市場で競争している自国企業のことを考

えれば、やはり法人課税の引き下げ圧力は続くだろう。もちろん、企業からも応分の負担を求めるべきであり、法人税減税は望ましくないとの考えもある。確かにその通りであろうが、国際的な税率格差が広がれば、企業の節税・租税回避行動がより深刻化する可能性があることも考慮しなければならない。国際的租税回避を防ぐための努力は徹底的にすべきだが、完璧にそれを防ぐことは困難であるし、執行強化の行き過ぎや国際摩擦も懸念される。このように考えれば、法人税率の引き下げ自体は避けられないものと思われる。

一つの方向性としては、租税特別措置などを見直し、課税ベースを広げながら、税率を引き下げることがあげられる。しかしながら、法人税関連の租税特別措置（2008年度で減収額約1.4兆円）の約半分がR&D促進関連のものであり、それ以外は中小企業関連のものが多いとされている〔経済産業省（2）〕。現在、米国をはじめ多くの国がR&D活動の促進、研究開発拠点の誘致のために政策減税を行っている。たとえば、EU諸国も競ってR&D関連の政策減税を行っており、欧州委員会もそれを後押ししている状況である〔European Commission〕。このように考えると、課税ベースの大幅な拡大は困難を伴うと思われる。さらに海外子会社からの配当非課税制度が存続するのであれば、無形資産の海外移転や海外での研究開発活動により、ロイヤルティや使用料を海外子会社に支払うことに税務上のメリットが生じる可能性があることを考慮すると、よほど税率を引き下げない限り、R&D促進関連の政策減税を見直すのは難しいだろう³。

別の方向性としては、法人所得課税の税率を引き下げると同時に、現在労使折半の社会保険料の雇用者負担を引き上げることも考えられるかもしれない。スウェーデンが特徴的であるが、法人所得課税に比較して、社会保険料雇用者負担が大きい（図表2参照）。これは同じ北欧のフィンランドも同じであり、法人所得税の税率は26%とOECD諸国のなかでも低い、社会保険料については被雇用者負担に比べ

図表 2 社会保険料負担を含めた企業の公的負担（単位 ポイント）



(出所) 経済産業省、『平成21年度税制改正に関する経済産業省意見』、『租税研究』日本租税研究協会、2008年11月号、p.63より引用。

(注) 各国企業(日経平均、SP500、S&P Globalなどに採用されている企業のうち財務データが取得可能な企業)の利益を100とし、法人課税実負担および社会保険料雇用者負担を指数化して合算したものを、社会保険料雇用者負担はワーカークラスの平均賃金および社会保障雇用者負担率を用いて計算されている。

て雇用者負担が極めて多くなっている⁴。もちろん、このような方向性をとる場合、社会保障制度全般を見直してゆく必要がある。さらには、赤字企業にとっては大幅な負担増になること、社会保険料の被用者負担が少なくなれば社会保険料控除が小さくなり所得税の増税となること、労働コストが上昇することによる空洞化や雇用の抑制も懸念されるなどを考えれば非現実的かもしれない。しかし、産業空洞化や競争力のために、企業負担を全て引き下げてゆく考えはあまりにも行き過ぎである。法人所得課税には国際的租税回避の問題があるため、引き上げるのであれば、社会保険料雇用者負担を引き上げ、企業に従業員の社会保障への責任をより分担してもらう考え方もあるのではないかと。もちろん、雇用者負担を引き上げても、給与の引き下げを通じて労働者に帰着するかもしれないが、全て労働者に帰着するとは考えづらいし、労働者が負担する可能性があるのは法人所得税と同じである。

なお、法人税については、将来的には、ブラッドフォードをはじめ多くの研究者が提言しているキャッ

シュフロー法人税を採用する選択肢もある。これには、資金調達に関する中立性、効率性（経済的レントへの課税となるため）、さらに仕向地原則を適用すれば（技術的問題はあるが）、移転価格問題の沈静化などさまざまなメリットがあげられるだろう [Bradford, Devereux, OECD]。

むすびにかえて

以上、今後の法人課税の方向性について思いつままま述べてみたが、もちろん、その他にもさまざまな選択肢がありうるだろう。国際的な法人課税引き下げの動きがどこまで進むのかは不明であるが、一国だけでそれを抑制することが困難であることを考えれば、その影響を少しでも緩和しながら、法人からも相応の負担を求める制度が必要であろう。

なお、本稿では地方税についてはほとんど触れていないが、法人課税引き下げ圧力のなかで、まず矢面に立たされるのが、地方法人二税であろう。地方税として法人課税、特に法人所得課税をおくことに

については、理論的にも税収の偏在性という観点でも批判があるのはよく知られている。さらに現状の法人二税は、外国税額控除、移転価格税制などの国の国際課税制度により税収が大きく変動してしまい、グローバル化した時代における地方税としては、望ましいとは思えない。ただし、空洞化や国際競争力確保などの視点で、地方税改革について論じることには違和感がある。法人二税を国税に移管し、地方消費税と税源交換をするなどさまざまな議論がされているが、地方税についてはあくまでも応益性や偏在性などといった視点から議論すべきと思われる。■

《注》

- 1 EU加盟国の多くが海外子会社からの配当を非課税としているが、そのEUにおいて課税ベースを共通化すると同時に、連結した課税ベースを定式配賦方式により加盟国間で分割しようとする議論があるのは、EU内での移転価格問題の深刻さを示していると思われる。
- 2 国外所得を実効的に課税できなかった理由としては、外国税額が外国税額控除の控除限度額よりも多い場合（超過外国税額控除のポジションの場合）、日本で納税する必要がなくなることもあげられる。この限度超過額は3年間繰り越すことも可能である。
- 3 ただし、条約締結国以外であれば、ロイヤルティーの支払いに源泉税が課される場合がある。
- 4 たとえばフィンランドの雇用年金（厚生年金）負担（2007年度）は、雇用主が119億ユーロ、被用者が37億ユーロである（Vero Skatt, *Brief Statistics* 2009, Helsinki, 2009.）

《参考文献》

- Bradford, D.F., "Addressing the Transfer Pricing Problem in an Origin-Basis X Tax," *International Tax and Public Finance*, vol.10, 2003, pp.591-610.
- Commission of the European Community, *Toward Effective Use of Tax Incentives in favor of R&D*, COM (2006) 728 final, Brussels, 2006.
- Desai, M.A. and J.R. Hines Jr., "Old Rules and New Realities: Corporate Tax Policy in a Global Setting," *National Tax Journal*, Dec. 2004, pp.937-960.
- Devereux, M.P., "Debating Proposed Reforms of the Taxation of Corporate Income in the European Union," *International Tax and Public Finance*, vol.11, 2004, pp.71-89.
- The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, *Simple, Fair, & Pro-Growth: Proposals to Fix American Tax System*, Nov. 2005.
- OECD, *Fundamental Reform of Corporate Income Tax*, OECD Tax Policy Studies, 2007.
- U.S. Department of the Treasury (1), Office of Tax Policy, *Approaches to Improve the Competitiveness of the U.S. Business Tax System for the 21st Century*, Dec 20, 2007.
- U.S. Department of the Treasury (2), *General Explanation of the Administration's Fiscal Year 2010 Revenue Proposals*, May 2009. (available at <http://www.treas.gov/>)
- 経済産業省 (1), 第38回・海外事業活動基本調査 (<http://www.meti.go.jp/statistics/>より入手可能)
- 経済産業省 (2), 『平成21年度税制改正に関する経済産業省意見』, 『租税研究』日本租税研究協会, 2008年11月号.
- #### 《参考ウェブサイト》
- KPMG, <http://www.kpmg.or.jp> HM Treasury, <http://budget.treasury.gov.uk/>